

千葉市消費生活審議会 平成26年度第2回消費者教育推進部会議事録

- 1 日 ・ 時 平成27年2月27日（金） 午後2時～3時30分
- 2 場 所 消費生活センター 3階 研修講義室
- 3 出席者 《委 員》
飯森幸弘委員、久保桂子委員、大槻勝三委員、杉本希委員、
余語一晃委員、栗原憲二委員、庄司佳子委員
(欠席者：石戸光委員、長谷川公彦委員、海寶孝夫委員)
《事務局》
椎名消費生活センター所長、大八木所長補佐、
田中消費者教育班主査、宮内主任主事

4 議 題

- (1) 消費者教育の推進について
- ①消費者施策の現況について
- ②消費者教育推進計画の骨子及びスケジュール

5 議事の概要

- (1) 消費者教育の推進について
- 消費者教育推進計画の骨子に係る事務局案について部会の承認を受けた。

6 公開状況

- ・会議は公開。(傍聴人：0人)

7 審議会の成立について

- ・委員10人のうち半数以上である7人が出席し、審議会は成立。
(大槻勝三委員については、途中退席。)

・事務局あいさつ

(消費生活センター 椎名所長)

皆様こんにちは、消費生活センター所長の椎名でございます。どうぞよろしくお願い致します。

本日は、年度末のお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

さて、千葉県警の先日の発表によりますと、平成26年の千葉県の振り込め詐欺等を含める特殊詐欺の被害額は47億1千万円であり、千葉市が7億7百万円と大変な被害になっております。こうした被害を防ぐためにもひとりひとりが自ら考え自立した消費者になることを支援するこの消費者教育が非常に重要な意味を持つてくると思います。

さて、12月の第1回消費者教育推進部会では、千葉市の消費者教育推進計画の骨子案についてご審議いただきました。本日は2回目の部会ということで、骨子案に肉付けをし、

内容を詰めた計画案をご審議いただきます。本日は屈託のない意見・議論を深めていただきますよう、お願い申し上げまして私からの挨拶とさせていただきます。よろしくお願いします。

(司会 大八木所長補佐)

なお、当会議につきましては、千葉市情報公開条例第25条に基づきまして公開されておりますことをご報告いたします。また、本日の会議は委員10名のうち7名が出席しており、過半数の要件を満たしていますので、当部会は成立していることを合わせて報告いたします。

・千葉市消費生活審議会とその部会に関する議事録について

(飯森部会長)

議題に入る前に、部会の運営に関する事項について、皆さんにお伝えしてから、議事に入りたいと思います。

このたび、事務局より、消費生活審議会や消費者教育推進部会をはじめとする部会の議事録の作成と確定等の手続きの変更について提案がありました。

提案の理由等について、事務局より説明をいたします。

(消費生活センター 椎名所長)

それでは、お手元の千葉市消費生活審議会運営要領及び新旧対照表をご覧ください。

最初に消費生活審議会やその部会の運営についてご説明した後に、議事録の作成、確定手続きの変更について提案理由などを説明します。

消費生活審議会やその部会については、千葉市消費生活条例及び千葉市消費生活条例施行規則に定めがあり、議事録に関する事項など、そこに記載のない運営に関する事項については、会長に委任されております。そこで、消費生活審議会とその部会の運営については、会長に「千葉市消費生活審議会運営要領」を定めていただいております。

新旧対照表をご覧ください。前回までの審議会等の議事録については、自由活発な議論を促す観点から、改正前の運営要領第3「議事録の確定」の規定のとおり、発言者を特定せずに、作成しておりました。

しかしながら、昨今、市政の透明性を確保する観点から、他の審議会等でも発言者を明らかにするものが大半となってきました。このような状況を踏まえ、消費生活審議会においても、発言者を明らかにしていただく必要があるのではないかと考え、千葉市消費生活審議会運営要領の改正について提案させていただくことにしました。また、これに伴い議事録の確定手続も厳格化し、会議出席者の皆さんの確認もお願いしたく、あわせて提案させていただきました。

その他、この提案以外にも、条ずれ等の規程の整備を行っていただきたい箇所について

も提案させていただいております。

議事録の作成と確定の手続き等の変更の提案理由や主旨についての説明は、以上となります。

（飯森部会長）

ただいま事務局より、説明がありましたが、要約しますと、発言者を明らかにすることと、議事録の確定手続において、皆さんに確認をお願いすることにより公正性を満たすということでした。これは、市全体の流れの中で、議事録の作成等について見直すということですが、皆様からご意見やご質問はございますか。

＜各委員 意見・質疑なし＞

（部会長 飯森委員）

特にご意見等が無いようですので、本部会より適用いたします。

議題（１）消費者教育の推進について

・第１回消費者教育推進部会の議事概要について

（部会長）

それでは、議事に入ります。消費者教育の推進について、事務局より説明をお願いします。

（事務局）

本日は、前回の部会を欠席されている方もいますので、前回ご了承いただいた計画の趣旨等を含めお話をさせていただき、そのあとで細かい施策について説明をしたいと思えます。

お手元の資料１（千葉市の消費者施策の現況と消費者教育推進計画）をご覧ください。

私どもの消費者施策については、消費生活条例制定の目的の規定にもあるように、市民の安全で安心できる暮らしの実現のために、消費者施策を推進しております。

消費者施策の推進にあたっては、条例に定めのある７つの消費者の権利の確立が図られるとともに、消費者の自立を支援することを目的とし、実施しています。

消費者施策につきましては、条例にあります７つの消費者の権利に基づきまして、５つの基本的な方向や分類を設けまして、現在推進しているところです。

消費者教育に関する規定としましては、第２次消費生活基本計画（以下「基本計画」という）の施策のいくつかが対象となっています。例えば消費生活の安全・安心の確保においては事業者に対する法令遵守等の指導が当たりますし、消費者被害の防止及び救済においては、消費生活センターで講座の開催や啓発等情報提供の推進や地域関係団体と連携し

た施策を行っています。また、消費者の自立支援においては消費者教育そのものの様々な施策が入っており、その中には学校における消費者教育の推進や、循環型ライフスタイルの推進等の環境教育も含まれております。また、インターネットトラブルは昨今非常に増えています、こういったものへの対応に関する施策もあります。

現在、基本計画に基づいて、千葉市の消費者施策が進められていますが、この計画は平成24年度から平成28年度までの5年間の計画となっております。このような現況を受けまして千葉市の消費者教育をどのように進めるかということですが、まず、現在推進している消費者教育の定めがある基本計画の下位計画として、消費者教育施策を進めていくこととします。しかしながら、消費者教育推進計画につきましては、基本計画に位置づけない事業も出てきます。このような事業についても、基本計画にないからと言ってなおざりにすることなく、基本計画に掲載されている事業と同様に推進していきたいとします。また、基本計画の終了する平成28年度には消費者教育推進計画と一本化していきたいと考えております。なお、計画期間につきましては、基本計画と一本化することから、平成27年度及び平成28年度の2か年計画としたいとします。そして、この消費者教育の定義ですが、「自ら考え行動する自立した消費者」の育成を行うための教育及びこれに準ずる啓発活動と考えております。

なお、実施主体は千葉市ですが、千葉市だけが消費者教育を推進するわけではなく、消費者教育の対象でもあり、担い手になっていただく方々である、千葉市に在住・在勤・在学の幼児から高齢者に至る全ての消費者、事業者、市内で活動している自治会や民生委員・児童委員協議会、ちばし消費者応援団に登録されている方、事業者団体、そして学校や警察、行政機関等の機関とともに消費者教育を進めていきたいと考えております。

続きまして、消費者教育推進計画が対象とする消費者教育の対象領域について説明します。まずは、国が考える消費者教育の対象領域ですが、4つあります。消費行動が環境・経済・社会に影響を与えることを理解する「消費者市民社会の構築」、自分たちの生活する社会に安全で危険の少ないものにするために、例えば製品事故があった場合にすみやかに通報等の適切な行動ができる「商品等の安全」、自分たちの生活設計ができる能力を身につけ収入と支出の関係を考えて消費でき、契約ルールについても理解している「生活の管理と契約」、また、高度情報化社会における情報収集の手法や情報社会のルール、情報モラルを理解する「情報とメディア」です。また、国は消費生活に関連する教育として、環境教育、食育、国際理解教育、法教育なども挙げております。千葉市では消費者教育を進めていくためには、国が考える消費者教育と合わせて消費生活に関連する教育を推進することで、有機的な連携が図られ、その効果が相乗的に表れると考えております。このため、千葉市消費者教育推進計画ではこれらすべてを消費者教育と捉えています。

次に千葉市消費者教育推進計画の体系図ですが、課題を4つ設定しました。まず、消費者被害防止のための教育ですが、現在、本市においては、振り込め詐欺等の犯罪や悪質商法等の消費者トラブルから財産被害を受ける事案が後を絶ちません。このような被害をな

くすために、市民生活をより安全で安心にするために、私どもの方で行う教育や啓発を一つの柱としました。消費者被害防止に係る教育の促進として１４施策、消費者被害の防止に係る啓発活動の促進として１６施策あります。

次に自立した消費者になるための教育ですが、消費者被害以外の様々な教育や食育、環境教育、国際理解教育等関連する施策も含めています。食に関する施策は１９施策、情報とメディアに関するものは６施策、環境教育に関するものは１８施策、国際理解教育に関するものは９施策、消費生活におけるさまざまな分野に関するものが１７施策あります。

次に事業者の方や事業所に対する教育も消費者教育の一つの柱として考えております。消費者が安全な生活を営むため、消費者志向的な経営ができる事業者の育成や、日常生活では消費者である事業所の従業員を対象とした消費者教育を行います。なお、千葉市の職員や教員に対する教育や啓発もこちらに含まれます。事業者への消費生活に係る啓発活動と教育の促進は１０施策、職域における消費者教育の促進は５施策あります。

最後の、担い手の育成・支援ですが、これは消費者教育の推進に際し、関係機関が連携して行う施策及び消費者教育を行う地域団体、事業者等の育成や、各団体が行う消費者教育に関する活動の支援等の施策がその内容です。関係機関との連携に関するものが２８施策、地域団体や事業者等の消費者教育活動支援に関するものが１５施策あります。

以上が前回までにお話ししました消費者教育推進計画の骨子となっております。

（飯森部会長）

ありがとうございました。事務局より消費者教育の全体像についてご説明いただきました。質問等がなければ、個々の大分類の審議に移りたいと思いますが、いかがでしょうか。

<各委員 意見・質疑なし>

・大分類１「消費者被害防止のための教育」について

（飯森部会長）

それでは、事務局は次の説明をお願いします。

（事務局）

それでは、資料２（千葉市消費者教育推進計画施策案一覧）をご覧ください。

資料２は大分類・小分類ごとの施策一覧です。複数の分類にまたがる施策は再掲にしてある関係上、番号が飛んでいる箇所もあります。施策の内容や担当課の記載の他、基本計画の中で位置づけがあるものについては、「基本計画との位置づけ」に丸印がついています。また、施策の対象となる年齢期についても記載しております。

基本計画につきましては、審議会や前回の部会において施策の説明をしていますので、今回は基本計画がなく、新たに消費者教育の施策として進めていくものを中心に説明した

と思います。2 番の市民サービス課の施策をご覧ください。これは、地域の防犯体制を強化するため、防犯パトロール隊について育成、支援及び表彰を実施するものです。千葉市においては、平成25年度末で710 団体、7,100 人以上の方々が防犯パトロール隊として市民の安全安心を守っていただいております。団体の育成・支援の他、範となる活動を行った団体への表彰を行っております。

続きまして5 番をご覧ください。地域での消費者被害防止のための活動を推進するため、警察や区役所等と連携して、各区で消費者被害の防止のための講演会等を開催するという施策で、消費生活センターの施策となっています。消費生活センターが悪質商法に関する啓発を行う際、基本的には市民の方にそういった講座を企画していただき、消費生活相談員を派遣し、お話をさせていただくという形式をとっております。今まで、私どもでは区役所等で講演会を実施することがあまりなかったため、今後は区民の方が利用する身近な区役所でこういった講演会を開催していきたいと考えております。なお、昨年9 月に同様の講演会を実施しており、その際は6 区合わせて80 名程度の方に参加していただきました。来年度以降、私どもとしても、PRを行い、もっと多くの方に参加していただけるようにしたいと考えております。

続きまして、12 番をご覧ください。12 番は高齢福祉課の施策で、認知症の方が増えている状況を踏まえ、地域や職域でそういった方々を見守ることができるよう認知症サポーター養成講座を実施する施策となっています。昨年は4,073 人の方が受講しています。小学生期から成人期までの幅広い方が受講しておりまして、こういったサポーターの方が担い手として増えていくということが、消費者被害を防止していくためにも必要であると考えていますので、こちらに位置づけをしております。

続きまして13 番をご覧ください。13 番は高齢福祉課と高齢施設課の高齢者を所管とする部署の施策となっております。いきいきプラザ（市内に6 カ所）やいきいきセンター（9 カ所）等の高齢者が集まり、いきがい活動を行っている場所が15 カ所あります。そういった場所で高齢者を対象とする、消費者被害防止のための講座を開催していただき、消費生活センターとして講師を派遣し、市民の方々に消費者被害防止のための講話を聞いていただく機会を増やすための施策となっております。

続きまして小分類2 の消費者被害防止に係る啓発活動の促進に関する説明に移ります。こちらについては16 施策ございまして、基本計画に位置づけられていないものが9 施策あります。

19 番をご覧ください。19 番は市民サービス課の施策となっておりまして、防犯意識の高揚を図るため、市内事業者との間で、「防犯への協力に関する覚書」を締結し、協働して防犯活動に取り組むもので、平成25年度末で55 事業者と締結しており、大学や金融機関等も含まれておりまして、犯罪発生時に警察に通報してもらうなど様々な取り組みを実施しています。また、協働した防犯活動としては、千葉駅で啓発活動を行っています。

続きまして21 番の施策ですが、消費生活センターと高齢福祉課が一緒に取り組んでい

る施策です。民生委員や関係機関と連携して、高齢者の消費者被害を防止するために、高齢者実態調査に併せて、消費生活センターの機能周知を行うものです。これは、高齢福祉課が年に1回、高齢者実態調査として民生委員に高齢者を訪問してもらい、調査をしていることから、高齢者の消費者被害を防止するために、昨年度から消費生活センターの機能周知を図るためのシールを配付してもらっています。昨年度は市内の一人暮らしの高齢者等に配付しておりましたが、平成27年度からは全高齢者世帯に啓発物を配付し、周知を行う予定です。

また、25番の消費者被害の防止のため、庁内他課やちばし消費者応援団等と連携し、市等が主催するイベントに参加して、最新の悪質商法と対処法等の啓発を行うものです。こちらについては、1月から3月までは若者の消費者被害防止のための月間であったため、成人式に参加し、1,500部程度の啓発資料を配付しました。また、同月マリンフィールドで開催されたサンスポ千葉マリンマラソンにも参加し、約2,300部の啓発資料を配付しています。このようなイベントの参加や、現在ちばし消費者応援団として活動している団体が主催するイベントに積極的に参加して、啓発活動を行っていきたいと考えております。

続きまして、30番をご覧ください。これは、高齢者の見守り活動を実施している町内自治会等に対し、活動の初期経費の助成や、見守り活動ガイドブックを提供することによりその活動を支援するという、高齢福祉課の施策です。具体的には見守りを開始するための備品や消耗品、活動を行うための研修等の費用を上限15万円まで支給するというもので、見守り活動を行う団体への支援につながっており、消費者被害防止のための啓発になります。以上が大分類1の消費者被害防止のための教育となります。

(飯森部会長)

ありがとうございました。ただいま、大分類1の消費者被害防止のための教育について説明していただきました。ご質問等ございますか。

(大槻委員)

2番の防犯パトロール隊の件ですが、各警察署管内におきましても、防犯パトロール隊が編成されております。特に緑区の場合は、警察の方で会員を集めて実施していますが、町内自治会においてもパトロール隊を編成しています。今までは帽子をかぶっていれば、防犯パトロール活動について保険が適用になるという扱いでしたが、今年度からは保険会社から、帽子の着脱では区別が難しいということで変更されました。

また、30番目の見守りの活動ですが、社会福祉協議会と同じような活動をしており、同じような補助金が出ているので、もう少し検討し、一つの制度になればよいと思います。

(飯森部会長)

いまのことについて、事務局はいかがですか。

（事務局）

わたしどもが消費者被害防止ということでいろいろ活動していただきたいと思っている方々が、実はすでに類似した分野で活動を行っており、重ねて活動の働きかけをしているということがあります。

縦割りで事業を進める傾向があるせいか、それぞれの所管でやっている事業がうまく連携できないということで、こういう状況があるのだと思いますが、防犯パトロールに対する研修に消費生活センターの講座をやらせていただく等、活動を重ねていく取り組みも進めておりますので、今後も働きかけを続けていきたいと思います。

（大槻委員）

ありがとうございました。

（飯森部会長）

地域の方が地域を見守るということで、学校ではセーフティーウォッチャーで保険をかけて活動していますが、同じ基準で保険を掛けるなど、相互に連携を取りながら、同様の事業については足並みをそろえるようなことが必要だと思います。貴重なご意見ありがとうございました。他に質問はありますか。

（栗原委員）

仕組みがよくわからないので教えていただきたいのですが、例えば先ほど説明のあった5番、13番、14番については、連携とは違いますが、目的としては消費者被害防止のための講座を開催するということで、内容は同じだと思います。

私たち民間企業の場合は、宣伝活動ですとか、広報活動といった部分は、一つのセクションが専門的に行い、さらには統一性をもって効率よく進めることが求められているところですが、担当課を見ると、5番は市民局消費生活センター、13番は保健福祉局、14番は教育委員会となっていて、同じ内容であるのに、それぞれが別々に動いていることで、活動の重複や、穴が開いてしまうといった問題が起きているかということと、あえてそうしているのであればその目的を教えてください。

（飯森部会長）

いまのご意見について、事務局はいかがですか。

（事務局）

これについては意図的に記載をしています。その理由についてですが、消費者教育推進計画の大きな柱として「担い手の育成・支援」を設けているというご説明をしましたが、消費者教育を推進する上で、関係機関との連携が重要であると考えられるからです。他市

等と比較してもここまで連携ということに着目して作った計画はありません。消費者被害防止のための講座は、消費生活センターが講師を派遣するなどしてそれぞれの場で実施されています。13番と14番は消費者被害に関する講座を行うということでは同じですが、場が異なります。13番のいきいきプラザ・いきいきセンターは高齢者が集まる場所で、14番の公民館や生涯学習センターはいきいきプラザ利用者と年齢層が異なっていますので、それぞれの公共施設で実施し、広報することは地域に消費者被害に関する教育を広げるにあたり非常に有効だと考えています。そのため、様々な所管課に協力を仰いでいます。

宣伝等も消費生活センターが一括して行い、様々な場所で実施すればいいという考え方もあると思いますが、それをやるためには人員が多少必要となります。そういったことを施設にお願いすることで、施設の利用者を効率的に集めてもらい、消費生活センターとしては講師のみを派遣し講座を実施するということで事業を進めているため、施策としては分けて記載しています。5番については消費生活センターが主催する様々な方法で消費者被害を防止するための講座を開く必要があるという観点から、今年度初めて警察や区役所と一緒に連携して、講演会を開催したということもあり、特に一つの項目として打ち出していきたいと考えております。

(栗原委員)

そうすると、確認ですが、13番も14番も市として講座を実施しているのは消費生活センターの方々であって、それぞれの場やチャンネルにおいても、啓発を行うにあたって、関係課等に働きかけて、連携して開催しているということですね。

(事務局)

そのとおりです。

(飯森部会長)

栗原委員のご指摘のとおり、施策の内容ごとにまとめて計画を策定することもできますし、その方が施策の内容ごとに集中してみることができるという利点もありますが、所管課ごとに記載することで、評価を行いやすいということもあります。他にご意見はありますか。

(久保委員)

評価についてですが、基本的には担当課が評価を行うことになりますか。

(飯森部会長)

基本的にはそれぞれの所管課が評価を行うことになりますが、ある程度のまとまりごとに消費生活センターが評価するということになるのではないのでしょうか。

学校関係について、ご意見はありますか。

(庄司委員)

学校教育も、消費環境科というような教科があれば、まとめて評価できるのですが、今の議論と同様に、国語、数学、社会、家庭科、図工等様々な教科それぞれで消費者教育を行っています。日本では、北欧と違い、環境や消費がひとまとまりになっていないということは課題ではないかと思って聞いていました。市の施策も、生活科、特別活動と様々なアプローチで消費者教育を行っている学校教育も、消費者教育推進計画の立案と同様の困難さがあるでしょう。

(飯森部会長)

他にご意見はありますか。なければ次の大分類に移りたいと思います。

・大分類2「自立した消費者になるための教育」について

(事務局)

それでは、大分類2「自立した消費者になるための教育」に移ります。まず、小分類1の「食に関する教育の促進」を説明します。施策としては19施策ありまして、そのうち消費生活基本計画に位置づけのないものが15施策となっています。

39番をご覧ください。39番につきましては乳幼児の保護者に対し、ホームページを通じて食育に関する情報提供を行うという、保育運営課の施策です。乳幼児の保護者として、保育園や保育所などに子どもを通わせている方を対象として、保育所の栄養士がその年齢の子ども向けの離乳食や食事など食育に関する情報を提供しています。また、保育所で人気のあるメニューや、親子で作れる料理等の情報も提供しています。若い世代向けの施策ですので、紙媒体ではなくても、ホームページの活用で十分に効果をあげることができると考えられます。

次に43番です。農政課の施策で、児童の食と農に対する関心と理解を深めるために、小学校で千葉市の生産者が出張授業を実施しています。

続きまして、44番ですが、農業に対する理解を深め、食への感謝の気持ちを育むため、観光農園において農産物の栽培等の体験活動の場を全世代に向けて提供しています。

48番は食に関する理解を進めるため、農業体験・農山村留学を実施するということで、教育委員会が所管している事業でして、小学校6年生を対象に千葉市立の小学校113校すべてで実施されており、長野や茨城、千葉県内で宿泊により実施されています。

続きまして小分類2に移ります。情報とメディアに関する教育の促進ということで、6施策ございます。こちらの施策については、4つが基本計画に位置づけのない新規の施策となっています。

51番をご覧ください。シルバー人材センターで行われている施策です。高齢者が講師

となりまして、パソコンの活用に関する講座を一般の方々に実施しています。

次に52番をご覧ください。こちらはいきいきプラザ・いきいきセンターで行われる、高齢者を対象としたパソコンの活用に関する講座の開催に関するものです。昨年度は200回講座を開催しておりまして、2,700人程度の方々が受講しています。

続きまして53番です。こちらについては、千葉市の小学生や中学生を対象に千葉市小中学校版情報モラル教育カリキュラムや情報モラルコンテンツがホームページを通じてみられるようになっておりまして、それぞれの子どもの成長に応じてインターネットの使い方等が学べるようなコンテンツを作成しており、小学校や中学校での教育に活用されています。

次に小分類3の持続可能な開発のための教育（環境教育）の促進についてです。こちらについては18施策ございまして、9施策が基本計画に位置づけがないものです。

61番をご覧ください。環境保全課が大草谷津田いきものの里等を整備し、環境学習活動として自然観察会を月に2回ほど実施しています。対象としては全世代に向けての実施となっております。

続きまして73番をご覧ください。こちらについては、動物公園が取り組んでいる施策です。動物公園では、動物のエサに規格外の野菜等を使用しており、持続可能な開発のための取り組みを実施しています。この取り組みについては、月に1回開催される飼育係のお楽しみDAYやサマースクール、飼育体験などといった様々な講座で来園者に対し全世代的に情報発信を行います。以上が環境教育に関する説明となります。説明を省略しましたが、小分類3についてはちばルールやごみ減量等の取り組みも入っています。

続きまして小分類4の持続可能な開発のための教育（国際理解教育）の促進についてです。こちらについては9施策ございますが、基本計画では国際理解教育について位置づけがありませんでしたので、全てが新しい施策です。

74番をご覧ください。こちらは国際交流課の施策となっております、国際理解を推進するため、姉妹都市との青少年交流を実施するという施策になっています。姉妹都市であるノースバンクーバーやモントルー、ヒューストン等の都市から20名程度の青少年を派遣しています。そういった派遣活動を通して、青少年交流を進めていくという施策で、中学生から20歳過ぎまでの若い世代を対象として実施しています。

続きまして77番をご覧ください。教育委員会の取り組みで、小学校5・6年生を対象とするものです。英語活動において、外国人講師による外国の文化や生活習慣に親しむ体験的な英語活動を実施しています。こういったことで異文化理解を推進し、コミュニケーション能力の育成を図っています。

続きまして81番をご覧ください。こちらにつきましては、稲毛高等学校・附属中学校での取り組みとなっております、海外姉妹校・交流校等との継続的な国際交流活動により、生徒が国際的視野の中で物事を考え判断する態度の育成を行います。

続きまして小分類5の消費生活の様々な分野における教育の促進についてです。こちら

については、17施策のうち、8施策が新しい取り組みとなっています。

それでは88番をご覧ください。88番は消費生活センターが実施する施策となっております。地域の団体の依頼に基づき、くらしの巡回講座として悪質商法の状況等、被害に遭わないための対処法についての講座を行っています。その際に防犯や収納術に関する講師を派遣することもあります。消費者教育の観点から、より多様なメニューを提供できる方が、消費者教育を推進できるため、くらしの巡回講座のメニューの充実を検討していきたいと考えております。

続きまして94番をご覧ください。こちらにつきましては、経済企画課が実施しています。大学や地元商店・商業施設、企業等と連携し、起業体験などの実体験を通して経済の仕組みを学ぶ企業家精神の育成であるキッズ・アントレプレナーシップ教育の推進に関するものです。平成26年につきましては8講座が開催され、577人が参加したようです。特に8月に実施された千葉駅前の店舗が参加された取り組みには460人の募集に対し2,313人の応募があったとのことで、非常に好評だったようです。続きまして95番をご覧ください。マンションの適正管理の必要性を啓発するため、マンションの管理組合役員や区分所有者などを対象として、セミナーを開催するという施策です。こちらについては、自分が区分所有するマンションの管理や自己の計画的な金銭管理のための教育に関するもので、昨年は3回開催され80名を超える方の参加があったようです。対象は成人期ということで、実施しています。以上で大分類2の説明を終わります。

(飯森部会長)

ありがとうございました。ただいま大分類2についてご説明いただきましたが、ご質問等ございますか。

(栗原委員)

小分類4の持続可能な開発のための教育（国際理解教育）の促進についてですが、現在、国際化、グローバル社会というものは、島国で単一民族である日本人としてデメリットを克服して国際社会に有為な人材を育てていこうということであり、個人の資質ですとか、語学などの教育は非常に重要だということは理解しています。ただし、消費生活においてはフェアトレードといった、いわゆる発展国が途上国における様々な課題等を、消費を通じて貢献していく、改善していくということが一つのテーマだと思います。小分類4に書いてある施策の内容はどちらかと言えば、国際交流ボランティアや、人材の交流とか、いわゆる国際人を育てる、語学やコミュニケーション能力の育成などに重心がおかれているような印象を受けます。フェアトレード等の、本来の消費に関して何が課題になっていて、そして、課題を改善していくために日本が、自分たちがどんなことをしていかななくてはならないのかという、そういう論点からは離れていると思われます。ただ、国際人を育てるといった視点も重要ではあるが、消費生活の項目として、この項目をいれるべきではなく、

フェアトレード等の施策を明確にした方が、取り組んでいる内容が浮き彫りにされるのではないかと思います。何か考えがあつてのことでしょうか。

(庄司委員)

私も同じ意見です。JICAのボランティアとして、アフリカのセネガルに行っていた卒業生に來校してもらい、子ども達と交流する機会があり、セネガルの子供たちがどのように暮らしているかがわかりました。本当に何もなかったところに小屋がポツンと建っていて、そこに薬屋さんがありメインストリートはそれしかない聞いたとき、子ども達が、じゃあ薬以外はどこで買っているの？と、自分とセネガルの生活の違いに気づきました。子ども達が相手の国の状況を知ることによって、自分たちとの生活の違いに気づきます。そういう意味で、今回の案で挙げられている小分類4の施策については、国際理解教育の色がでるよう、具体的な取り組みをひとつかふたついったらどうかと思います。どういうものを入れればよいのかという具体的な提案はできないのですが。

(事務局)

栗原さんのご意見についてお話しさせていただくと、フェアトレードに対しては、他の政令市では市の施策として推進しているところもありますが、現在千葉市ではそこまでの大きな動きはありません。

私どもの計画は2年間という非常に短い計画であり、今現在様々な所管課で実施している事業を集めて、それが連携することで消費者教育を進めようという視点でこの計画を策定しようと考えております。そのため、新規の施策等、予算措置を伴うようなものは、対応が追いついておらず、内容の充実が難しかった分野がこの国際理解教育の分野でした。本来であれば、フェアトレード等の施策が盛り込まれてこそその消費者教育推進計画の中にある国際理解教育だと思います。今回のこの分野については本当に始まりの始まりで、国際人になっていくための入口の施策しか入っていないというところです。発展形としてユネスコ協会や、フェアトレード商品の扱いをするイベントを実施する団体と関係する関係課もありましたので、施策に加えてもらうよう調整をしていましたが、計画に入れるまでには至らなかったという経緯等もありまして、このような状況になっています。引き続き、フェアトレードのイベント開催に関する施策を盛り込めないか、再度調整をしてみたいと思います。

また、庄司先生からのご指摘いただいた学校で実施している国際理解教育の関係ですが、79番が小中学校において実施されている施策となっております。（海外の姉妹校や交流校と継続的な国際交流活動を行い、児童生徒が国際的視野の中で物事を考え判断する態度を育成することで、継続的に国際理解教育を推進する。）

(栗原委員)

私は、この推進体制について理解が不足していたかもしれません。先ほどあった5番、13番、14番の話を聞いた時に、2か年であるという計画ではあるのですが、市として一つ大きな看板があって、これを全体で推進していくための機能を消費生活センターが持ち、市長をはじめとしたラインの中で、関係課がどういうことができるのかということが投げかけられていると考えていました。関係課が所管している、例えば施設とかそういったところで、防犯に関する講座を行うことができる場合に、消費生活センターは依頼に基づき講師派遣を行うとともに、関係課は集客のための告知を行い協働するというのが防犯の流れだと思っていました。しかし、今の話では、国際理解教育についての消費生活センターの計画の大綱が、どこまで共有されているのか疑問がありまして、もしそれが先ほどの5番等の施策と同程度共有されているのであれば、その部分について評価を行うということですから、もう少し施策を絞られてもいいのではないかと思います。逆に言うと、施策の数をそろえるよりも、ここではより具体的に、我々が目指しているフェアトレードをはじめとする課題について、このセクションがこういったことをやっているということ、例示し、それを他のセクションでもできないかと持ちかけていかないと、施策案に掲載されているフェアトレード以外の事例が好事例として扱われ、語学やコミュニケーション能力の育成に関する施策を増やしていけばよいという、間違った方向に向いてしまうのではないかと考えます。ただ、先ほどから申し上げているように、国際交流に関する施策は絶対にやっていかなければならないことであり、間違っているということではありませんが、消費者教育推進計画の中における位置づけとしては、整理をしたほうがよいのではないかと思います。その方が計画を進めていく上で、消費生活センターを含めた千葉市の施策がより鮮明になりますし、さらにそれを好事例としながら、他のセクションでも拡大できるのではないかとということで、将来的な取り組みが期待できるのではないかと思います。ぜひそういった意味で、ご検討いただきたいと思います。

(飯森部会長)

消費生活センターが初めて消費者教育について取りまとめを行い、全庁的に立ち上げたという現時点では、国際理解教育の中でそういった先進的な施策を、消費者教育として実施することを次期の計画に盛り込むように働きかけていくということで、今は洗いざらい全庁的に施策を出してもらい、まとめるということで、特化するということは次期の計画からでもよいのではないかと思います。なお、国際理解教育については教育委員会が全国に先立って、平成13年頃から外国人講師を採用し、6年生から英語教育を始めています。他にご意見はありますか。

(久保委員)

国際理解教育は、消費者市民社会の構築が大前提としてあると思うのですが、教育委員

会はそのことを理解しているのでしょうか。消費者市民社会というのは、倫理的な消費者が能動的に世界理解とか国際理解をしていき、その中で倫理的消費、いわゆる生産者の生活にも思いをはせた消費というのがキーワードとなります。例えばチョコレートのカカオを作る子供たちなど、児童労働のことや、ものを作る人たちがどんな生活をしているのかという、そこまで考えてこそその国際理解、消費者市民を育てるものだと思います。その大前提の部分が、まったくある意味では議論されていないところで、作られてしまったのかなという印象を受けました。

(事務局)

ただ今のご指摘についてですが、私どもとしては、学校教育の中で様々な切り口で消費者教育が進んでいる中の一項目として、消費者市民社会が非常に促進するということではないのですが、こういう英語活動を通じて、子どもたちが少しずつ国際理解をしていくという切り口の一つとしての施策だと考えています。教育委員会は、消費者市民社会に対する意識も高くお持ちですから、そのことについては十分にわかっていると思います。

(久保委員)

社会とか家庭科とかいろいろな教科で国際理解に関する教育を実施しているとは思いますが。

実際、私も庄司委員とともと一緒にやっていたのですが、教育委員会の取り組みとして行うということが難しいということなののでしょうか。

(飯森部会長)

私は教育委員会にいましたが、教育委員会では消費者教育という新しい切り口で国際理解をどう考えていくという、そういうトレーニングはしていませんし、全体的な学力向上ですとか国際化の教育の面からとらえて教育委員会全体として実施しています。わかりやすく言うと、42番の地産地消について、農政課の施策として記載してありますが、教育委員会では、消費者という立場ではありますけど、給食センターが農政課、地方卸売市場及び農家と連携し、半年前に献立を作成し、契約栽培で、ニンジンは何月に何トン買うというような形で行っています。行政ですでに実施している施策について、全庁的に消費生活センターが消費者教育という視点で、もう一度見直しを行い、全事業を洗い出して、先ほども他の委員からご発言がありましたが、国際理解教育の分野では、消費者教育の面からみるとやや欠けている点があるので、そういう点を出していただいて、これから次期計画に盛り込んでいけばいいと思います。ただ、それぞれのセクションで様々な計画をやっていますので、一度に全てやれと言われても人的な問題もありますし、そういう意味で言えば、2年間の計画をやっていただいて、その結果に基づいて全庁的にまた洗い直してで

きるものは焦点化していくというように考えていけばよいのではないかと思います

(庄司委員)

やはり、77番と78番の英語の部分については違和感があります。実は80番は、本校ではイスラム教の子どもがおりまして、ラマダンの時期には日のあるうちはご飯を食べないので、給食の配膳を手伝い、お祈りに行ってきます。そのことで子どもたちはイスラム教の人たちはこの時期にはご飯を食べないということを理解していきます。ご飯を食べないで平気なのと聞く子もいて、朝早くに食べているので大丈夫だと答えています。そういう意味では、80番は納得できる場所があります。英語というところが、やはり違和感を与えてしまうので、思い切って削ることができないのであれば、もう少し記述を検討するということではいかがでしょうか。

(飯森部会長)

検討することはできますよね。

(事務局)

はい。

(飯森部会長)

感じとしては、焦点化して次期の計画で改めて盛り込んだ方が、意識も高まるし、消費者教育が明確になりますので、検討の余地はあると思います。ただ、全庁的に始めて取りまとめたところですので、異論もあるとは思いますが、全庁的に拾い出してそれから焦点化していくということで、次期計画に反映していただければと思います。

それでは、大分類2は後で意見があれば、振り返って審議するということで、大分類3に移りたいと思います。

・大分類3「事業者及び事業所への教育」について

(事務局)

では、最初に、大分類3の、小分類1の事業者への消費生活に係る啓発活動と教育の促進について説明します。こちらについては10施策ありまして、そのうち7施策が基本計画にない施策です。

9番をご覧ください。こちらは消費生活センターの施策です。消費者トラブルの防止のため、事業者に対し、法令遵守や自主規制等に係る消費者志向的な経営に関する研修を実施するというものです。消費生活センターでは、法令遵守に関する研修については過去に実施したことがあります。消費者志向的な研修については実施したことはありません。消費者教育の推進のため、今回は事業者に対する研修に関する施策を実施したいと考えて

おります。

24番をご覧ください。これも消費生活センターの取り組みでして、消費生活相談に関する意見交換に訪れた事業者に対し、消費者トラブル防止のため、法令遵守や自主規制等に係る消費者志向的な経営についての意見交換を行うものです。意見交換を行うことで、消費者志向的な経営を促すことをその目的としています。

続きまして56番をご覧ください。こちらにつきましては環境保全課の取り組みとなっております。市民、事業者、学識経験者等から構成されるちばし温暖化対策フォーラムを運営し市民や事業者に対する啓発活動を行うものです。事業者の方に対しては、例えば夏のライフスタイルやウォームビズに関する取り組みの促進を働きかけるほか、緑化の呼びかけなどの啓発活動を実施しています。

続きまして93番をご覧ください。93番は消費者教育を担当している課の職員を集め、連携した取り組みを進めるため、消費者教育の推進に係る研修を行うもので、今年度から実施しています。

続きまして小分類2の職域における消費者教育の促進について説明します。こちらについては、5施策ありまして、全てが基本計画にない施策となっています。

1番の市民サービス課の施策については、地域における防犯対策に関する教育を行うため、防犯について専門的知識を有する防犯アドバイザーを事業者にも派遣するというものです。25年度の実績は15件です。

次に6番をご覧ください。消費生活センターの取り組みです。事業者や事業者団体と連携して、職員方々の消費者トラブル防止のための講座を開催するものです。基本計画にはこういった取り組みはありませんでしたが、以前より事業者からくらしの巡回講座の申込みを受けており、実施しておりました。今回は事業者の職域における消費者教育の支援という観点から、消費者教育推進計画に盛り込みました。

続きまして15番をご覧ください。千葉市役所の新規採用職員が、消費者被害に巻き込まれないように、啓発を実施するというものです。83番は逆に退職間もない千葉市職員に対し、退職後のライフプランの講座を開催するという給与課の取り組みです。以上が大分類3の説明となります。

(飯森部会長)

ありがとうございました。ご意見、ご質問はありますか。

(栗原委員)

資料1にある基本計画体系図について、基本的方向1の「消費生活の安全安心の確保」の課題(3)事業者に対する指導において分類として「法令遵守のための啓発、指導」があり、課題(2)適正な取引環境の確保には、表示、計量、安定供給等の分類があるわけですが、資料2の86番と90番の施策を見ると、基本計画の課題(2)適正な取引環境

の確保という部分は、消費者教育に該当する施策として記載がされていないと思います。

（事務局提供資料に誤りがあつての発言であり、本来は課題（２）に計量関係の消費者教育に関する施策がある）８６番については、計量に関する消費者を育成するための施策で、９０番については事業者に対して、法令遵守の観点で計量についての啓発と指導を行うとなっています。そうすると、９０番については、法令遵守のための指導ということで基本計画と合致するのですが、８６番は課題（２）適正な取引環境の確保の、適正な計量を推進するという分類に入るのではないかと考えられます。そうだとすると８６番については基本計画との位置づけがあるという記載があるにもかかわらず、第２次消費生活基本計画体系図との関係では合致するものがないため、関係性がどうなのだろうかという疑問がありました。

（飯森部会長）

ありがとうございました。事務局はいかがですか。

（事務局）

このあたりは、消費者教育推進計画を後から作っている関係上、うまく整理ができない部分であり、位置づけが難しかったところです。基本計画の中でも少し書き換えをした方が良い部分でもありますので、これについては次回の計画策定の際に整理できると思います。

（飯森部会長）

整理がうまくできていないということですね。

（栗原委員）

私が心配するのは、内部でどういうコミットメントがされているかわからないのですが、このまま消費者教育推進計画として確定した後に、この部分が問題化してしまうことです。消費者教育の推進に支障がでるようなことになれば非常にもったいないと思いますし、基本計画と消費者教育推進計画の関係を事前に整理しておいた方が、両方の計画ともきちんと推進しているということで、市民の理解も得られ、所管課にとっても望ましいことだと思いますが、大丈夫だということであれば構いません。

（事務局）

８６と９０の施策については、課題（２）適正な取引環境の確保の中で、基本計画上は適正な計量の推進というところに入っており、課題（３）事業者に対する指導というのは、非常に狭い意味での指導の意味合いとして分類されていて、計量に関する消費者教育の施策としてはそこに入っていない形になっています。再度検討したいと思います。

(飯森部会長)

大事なところですので、再度検討をお願いします。

他に意見がないようであれば、大分類4に移りたいと思います。事務局は説明をお願いします。

・大分類4「担い手の育成・支援」について

(事務局)

では、大分類4の担い手の育成・支援について説明します。

小分類1は関係機関の連携に関するもので、28施策あります。17施策が消費者教育として新たな位置づけを行ったものです。では、18番をご覧ください。こちらについては、市、事業者、警察、関係機関などを構成員とする地域防犯連絡会を開催し、情報を共有するとともに、協働して啓発活動を実施するという市民サービス課の施策となっております。続きまして35番をご覧ください。関係団体や食品関連事業者等に講師として来ていただき、料理教室を開催するという、健康支援課の全世代向けの取り組みです。続きまして84番をご覧ください。広聴課で実施している施策で、県の弁護士会と共催しまして、市民の法知識の向上のための法律講座を開催しています。去年は相続関係をテーマとし、100名を超える市民が受講しました。法律相談等よく出るテーマについての講座が実施されているようです。

続きまして小分類2の地域団体や事業者等の消費者教育活動支援について説明します。

15施策ありまして、12施策が新たな施策となっています。

34番をご覧ください。こちらは健康支援課の施策となっています。食を通じた地域の健康づくりボランティア活動を行う食生活改善推進員の養成、育成を行っています。25年度末の人数が286名となっています。こちらの方々に料理教室や主催講座のお手伝い等をしていただき、より正しく、より安全な食生活に関する講座等の啓発の実施について協力いただいております。62番をご覧ください。これは先ほどご説明した大草谷津田いきものの里に関する施策ですが、自然保護活動の育成等を目的として、ボランティア団体が行う保全活動を支援するものです。こちらについては、場所を提供してボランティアの活動を促進しています。続きまして82番をご覧ください。国際理解教育の取り組みを行っているユネスコ協会の社会教育活動の支援ということで、生涯学習振興課が実施しています。続きまして100番は消費生活センターの施策です。消費者の自立を支援するため、消費者教育に関する活動を行う地域団体や事業者などを「ちばし消費者応援団」として登録し、その活動について広報等の支援を実施するものでして、今年度から開始したものです。103番、104番、105番はそれぞれの所管課で、設置しているボランティア活動に関するセンター等施設で活動するボランティアを支援するものです。103番はNPO活動を行う団体に関するものでして、千葉市民活動支援センターが実施しているものです。104番は主に福祉のボランティアに関する支援として、各区やハーモニープラザで

行われているボランティア活動に対するものです。105番に記載されているちば生涯学習ボランティアセンターは消費生活センターの近くにある生涯学習センター内に設置されており、環境教育等やの消費者教育に関連する分野で活動ボランティア団体の支援を実施しております。こういった、様々な施策について、様々な団体が協力していくことで消費者教育が進められることから、団体の支援をこの小分類に整理しています。

(飯森部会長)

ありがとうございました。ご意見、ご質問はございますか。

(久保委員)

今、全体を見たところですが、消費者被害の防止や啓発等といったところで、教育委員会がどういう形で消費者教育にコミットしているかというところがちょっと見づらいと思います。

国際理解教育とか情報とメディアに関する項目については、コミットしていると思います。しかし、消費者被害の防止については、消費生活センターから各中学校等いろいろなところに出前講座という形で様々な活動をしていたと思うのですが、そういった活動と教育委員会との関係が消費者教育推進計画は、明確になっていないと思います。

(飯森部会長)

事務局より回答をお願いします。

(事務局)

私どもとしては、すでに基本計画の位置づけの中で行っているところですので、教育委員会との取り組みについての説明は省略してしまったのですが、例えば、職場体験学習や教育現場での消費生活相談員の派遣等については4番に記載しています。子どもたちにみられる消費者被害についての教育については消費生活相談員の派遣を引き続き行っていく予定ですし、インターネット関係のトラブルについては学校側でも気にされているようですので、インターネット関連の出前講座についても実施できないかということで、個別に学校にあたっているところです。学校教育においても、様々なかたちでの消費者教育が求められていることから、ご理解とご協力を頂けるように教育委員会にもお願いをしているところですので、もう少し施策に盛り込むことができればとも考えております。

(久保委員)

ぜひよろしくをお願いします。

教育委員会には積極的にかかわっていただきたいと思っておりますので、消費生活センターからも働きかけていただければと思います。

（飯森部会長）

ありがとうございました。

他にご意見はございますか。

なければ、全体の説明が終わったところですが、最後に事務局から総括して説明はありますか。

（事務局）

では、資料3（提供される消費者教育の年齢期別の状況）をご覧ください。こちらは大分類1と大分類2について、施策を世代ごとに区分けをした表になっています。この中で、全世代向けの施策が22件です。保護者向けの施策については成人期に分類してありますので、幼児期の施策は少なくなっております。幼児期では、幼児のみを対象とする啓発というよりは、保護者と一緒に楽しみながら学ぶということが有効であると考えられますので、全世代向けのイベント等を通しての実践を図りたいと思います。一方、小学校期と中学校期がそれに比べ20施策と17施策ということで、多くなるのは、学校を通して施策が進められていることの表れだと思います。また、高校生期はさらに38施策と多くなるのですが、これは年齢制限のない施策については、高校生期から理解が可能であろうということで、成人に対する施策を含めていることから、多くなっています。なお、成人期に対するものが60施策です。その中で、成人期のうち特に若者を対象としたものが3施策あり、また、特に高齢者を対象としたものは4施策でした。

続きまして消費者教育推進計画の骨子について、あらためて説明します。

課題を4つ設けました。消費者被害防止のための教育、自立した消費者になるための教育、事業者及び事業所への教育、担い手の育成・支援です。特に重点的に進めていくものとして、消費者被害防止のための教育と担い手の育成・支援を重点課題としました。消費者被害の防止というのは、そもそも市民の財産的被害や身体的被害を防ぐということは、消費生活センターが一番に取り組むべき課題であること、担い手の育成・支援については、それぞれの関係機関と連携し、様々な施策を進めることで、その効果が相乗的に高まるという、対象とする範囲が広い消費者教育特有の効果を期待してのものです。消費者教育推進計画は2か年の計画ですが、それぞれの分野でそれぞれの担当課ができることを進めていくことで、関係機関との連携がより進み、消費者教育全体が進んでいくという効果が図られることを期待しまして、策定しております。

（飯森部会長）

ありがとうございました。

ただいま骨子についてご説明いただきました。ひとつおり、消費者教育推進計画の説明が終わりましたが、全体を通してご意見ご質問はございますか。

（庄司委員）

この施策の内容、文言については多少修正することは可能でしょうか。

（事務局）

まだ、所管課の中でも検討している部分もありますので、文章についてはもう少し修正が出ると思います。

（庄司委員）

わかりました。

（飯森部会長）

今、委員の皆様からご指摘いただいたことですか、先ほどの国際理解教育の問題や分類に関すること等を精査し、また、各関係部署と協議を経て、教育委員会との連携についてもご意見がありましたが、例えば地産地消に関して言えば保健体育課が、1年前から契約栽培の依頼をして、給食として出していることとか、いろいろありますので、事務局は対応をよろしくお願いします。

（栗原委員）

提案があるのですが。

（飯森部会長）

どうぞ。

（栗原委員）

先ほどの教育委員会の話や、私が最初に5番に関することで言ったことを踏まえて、もう少しわかりやすく、資料2には担当課の記載がありますが、担当課がどこと協働するのかという項目を作って、そこに協働するセクションを書けば、例えば13番14番については、保健福祉局と教育委員会が担当課ではあるが、ここと一緒に協働しているのは消費生活センターだということが、主と従という関係ではなく、連携して実施しているというところが見えてくる方が、よいですし、先ほどの指摘に対しても対応できますので、資料の立てつけについてもご検討いただいたほうがよいのではないかと思います。

（飯森部会長）

事務局は、対応できますね。

（事務局）

はい。

（飯森部会長）

一部では担当課が3つ書いてある施策もありますし、一番上に主だった課を記載するという手法もあるのではないかと思います。何しろ、時間のない中で作られたものですが、全庁的によくまとまっていると思います。粗いところもありますが、まずはまとめたといふところに意義があると思いますので、これをさらに深化していければよいと思います。ご苦労さまでした。

（久保委員）

少し、よろしいでしょうか。

（飯森部会長）

どうぞ。

（久保委員）

最終的に、この計画は評価をだしますよね。その時に、一つの施策については、3つの課が関連する場合はそれぞれの課が評価することになりますか。

（飯森部会長）

この計画は評価を行うところまで考えていますか。

（事務局）

評価については、現在検討しているところです。基本的には一つの施策について、主となるところがまとめて評価する形になると思います。

（久保委員）

私は、他の市の審議会の委員もやっているのですが、一つの課題について、複数の課が関係するときはそれぞれで評価している場合もあります。

（飯森部会長）

評価の仕方については、いろいろな方法があると思いますので、事務局は検討してください。

(久保委員)

評価の仕方によっては、各部署も施策の実施について慎重になりすぎるということもあると思うので、よく検討していただければと思います。

(飯森部会長)

事務局は評価を行うかどうかも含めて検討してください。他にございますか。

それでは、これまでの審議を踏まえまして、当部会としましては消費者教育推進計画の骨子に関する事務局案を、一部修正し作っていただくということで了承したいと思います。よろしいでしょうか。

<各委員 異議なし>

(飯森部会長)

それでは、当部会としては、消費者教育推進計画の事務局案を一部修正して了承することといたします。これまでの審議内容を踏まえまして、私と事務局で再度確認、調整し、確定させていただければと思いますが、皆様いかがでしょうか。

<各委員 異議なし>

(飯森部会長)

それでは、部会などについてはそのような扱いとさせていただき、平成26年度第2回千葉市消費生活審議会に提示させていただきたいと思いますが、今後のスケジュールはどうなりますか。

(消費生活センター 椎名所長)

3月下旬ごろに審議会を開催したいと考えております。開催については、後日文書にて皆様にご案内したいと思います。

今日ご検討いただいた内容を精査いたしまして、作成した案を部会長に了承いただき、審議会において答申案としてご提示させていただきます。それが確定いたしますと、会長から市長に答申をしていただきます。4月以降に市議会の改選等の関係があるため、時期が定かではございませんが、パブリックコメントを経て、消費者教育推進計画について夏ぐらいをめどに確定したいと考えております。

(飯森部会長)

ありがとうございました。それでは、以上をもちまして本日の議事を終了させていただきます。ご協力いただきありがとうございました。進行を事務局に戻します。

（司会 大八木所長補佐）

以上をもちまして、平成２６年度第２回消費者教育推進部会を終了します。長時間に渡りご審議いただきありがとうございました。